

第4

補助事業の概要

市町村名 代表者氏名（注1） 又は共聴組合名 代表者氏名（注3）	（注2）
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

（千円）

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考
----

（注1） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、市町村の場合に記載のこと。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長名

」

と記載すること。

（注3） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、共聴組合の場合に記載のこと。

第 5

補助事業の概要

法人名 代表者名	
事業の別	<input type="checkbox"/> 有線テレビジョン放送 <input type="checkbox"/> 電気通信役務利用放送（有線役務利用放送）
許可・登録の番号及び年月日	
施設・設備の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

接続する共聴施設の名称	共聴施設の加入世帯数	利用予定サービス名

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）	事業費
施設・設備費	

備 考
-----

第6

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額（定額）		事業費
経費区分	労 務 費	
	諸 経 費	
	合 計	

備 考
-----

## 第7

## 補助事業の概要（注1、注2）

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

（注1）暫定的難視聴対策事業のうち送信・利用者管理事業については以下の内訳を記載すること。

（千円）

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	業務委託費	
	事務費	
	合計	

（注2）暫定的難視聴対策事業のうち受信対策事業については以下の内訳を記載すること。

（千円）

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）		事業費
経費区分	受信設備整備・貸与事業費	
	事務費	
	合計	

備考

--

第8

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	物品費	
	労務費	
	業務委託費	
	諸経費	
	合計	

(2) デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	助成費	
	事務費	
	合計	

備考

第9

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	物品費	
	労務費	
	諸経費	
	合計	

備考
----

第10

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	(注)
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (定額)		事業費
経費区分	助成費	
	事務費	
	合計	

備考
----

(注) 法人の連携主体にあっては、  
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表  
代表者」  
と記載すること。

補助事業の概要

法人名 代表者氏名	(注)
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金変更承認交付決定額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	運用経費	
	合計	

備考
----

(注) 法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者」  
と記載すること。

第12

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、一般社団法人等名又は放送事業者名 代表者氏名	(注)
対策事業の別	<input type="checkbox"/> 都市型難聴対策事業 <input type="checkbox"/> 外国波混信対策事業 <input type="checkbox"/> 地理的・地形的難聴対策事業
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考
----

(注) 放送事業者の連携主体にあつては、  
 「連携主体 (〇〇ラジオ、〇〇ラジオ・・・及び〇〇ラジオ) 代表  
 代表者」  
 地方公共団体の連携主体にあつては、  
 「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
 市町村長名」  
 と記載すること。

第13

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、第三セクター法人名 代表者氏名	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金交付決定額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	施設・設備費	
	用地取得費・道路費	
	合計	

備考
----

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合には、補助事業者が交付申請時に提出した個人情報管理体制に関する規程と同様の内容を含む実施に関する契約を締結し、契約書の写しを総務大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。
- (3) 受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、チューナーを調達する場合において、調達するチューナーの保証期間は少なくとも3年以上とするものとする。
- (4) 受信機器購入等対策事業費補助事業（受信料全額免除世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る工事を全国的に実施する必要があるとともに、工事後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、当該他の者に関し、工事実施時においては、その地域の実情に明るく、かつ、地域における地上デジタルテレビ放送の受信状況等に関する適切な知見を有することが要求されること、工事実施後においては、追加的な対応が必要となった場合等において工事の実施場所に近接していることにより迅速・円滑な対応を行えるようにすることが要求されること等にかんがみ、次の各号に定めるところによりこれを行わなければならない。ただし、これらの定めにより難い事由がある場合は、この限りでない。
  - ① 地域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、都道府県の全部又は一部の区域を指定して行うものとする。
  - ② 上記①の規定により都道府県の全部又は一部の区域を指定して工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う都道府県の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者又は全ての構成員が当該者である共同企業体に実施させるものとする。
  - ③ 補助事業者又は補助事業者が指定した地域において工事を実施する者が、個々の受信者に係る工事を他の者に実施させる場合には、工事を行う場所の存する市町村の区域内に本店、支店その他の営業所（常時工事の契約を締結する事務所に限る。）が所在する者に実施させるものとする。また、地域の実情に精通した者の活用について、十分に配慮すること。
- (5) 受信機器購入等対策事業費補助事業（市町村民税非課税世帯支援事業に限る。）においては、地上デジタルテレビ放送への移行の期限が法令上、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県にあっては、告示日）とされており、当該移行までの短期間に大量の受信者に係る支援を全国的に実施する必要があるとともに、支援後には適切なアフターケアを行えるようにすることが必要である。したがって、本補助事業を行う補助事業者は、迅速かつ円滑に事業を実施することが社会的に求められていること等にかんがみ、当該期限までに支援を滞りなく実施するために必要な数量のチューナーを確保するものとする。
- (6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (7) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- (9) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- (10) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- (11) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- (12) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- (13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(14)及び(15)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- い（交付要綱第19条の2第1項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (14) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (15) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、交付要綱第8条、第10条から第18条まで及び第20条第1項に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。
- ① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のもの（ただし、受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価50万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第19条第1項（1）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
  - ② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
  - ③ 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
  - ④ 受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者は、受信機器購入等対策事業費補助事業を行う法人を通じてチューナーの設置又は受信アンテナの設置若しくは改良を行うこと。
  - ⑤ 辺地共聴施設整備事業、デジタル混信対策事業、受信障害対策共聴施設整備事業、共同住宅共聴施設整備事業、新たな難視対策事業又は受信機器購入等対策事業を行う間接補助事業者が当該事業によって締結した有線放送設備を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を補助事業者に納付させることがあること。
- (17) 補助事業者は、(16)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第19号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (18) 補助事業者は、(16)②により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (19) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (20) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、当該事業の遂行にあたって、総務省の名称を使用することができる。
- (21) デジタル受信相談・対策事業を行う補助事業者（当該補助事業者と第9条の規定により契約した者を含む。）は、当該事業の円滑な実施に資するために必要と認めるときは、総務省の商標（商標法（昭和34年法律第127号）の規定に基づき登録されたものに限る。）を使用することができる。
- (22) 暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を行う補助事業者が交付要綱第9条第1項の契約をした場合には、当該契約に係る次の事項をインターネットの利用その他の方法により、公表するよう努めなければならない。
- 一 契約者
  - 二 契約年月日
  - 三 契約の方法
  - 四 契約の内容
- (注) 辺地共聴施設整備事業の場合は、「大臣」とあるのを「管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長」に読み替える。

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止（廃止）したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳（注3、注4、注5）

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
賃借費			
物品費			
労務費			
業務委託費			
諸経費			
運用経費			
合計			

（注3）暫定的難視聴対策事業の一部を中止（廃止）する場合は、以下の事業の内訳を記載すること。  
送信・利用者管理事業

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
業務委託費			

事務費			
合計			

受信対策事業

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
受信設備整備・貸与事業費			
事務費			
合計			

(注4) デジタル受信相談・対策事業の一部を中止(廃止)する場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
助成費			
事務費			
合計			

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業の一部を中止(廃止)する場合は、以下の内訳を記載すること。  
(千円)

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
助成費			
事務費			
合計			

3 事業の再開の見通し(事業を中止する場合のみ)

- (1) 中止期間           年   月   日 ～   年   月   日  
(2) 完了予定日       年   月   日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者 印 」

と記載すること。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 対策事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。(注3、注4、注5)

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、  
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表  
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・道路費					
賃借費					
物品費					
労務費					
業務委託費					
諸経費					
運用経費					
合 計					

(注3) 暫定的難視聴対策事業について報告する場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
業務委託費					
事務費					
合 計					

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
受信設備整備・貸与 事業費					
事務費					
合計					

(注4) デジタル受信相談・対策事業について報告する場合は、地上デジタルテレビ放送普及促進事業の内訳のほか以下の事業の内訳も記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
助成費					
事務費					
合計					

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業について報告する場合は、以下の内訳を記載すること。

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
助成費					
事務費					
合計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名

印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業に係る資金借入報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る交付対象事業について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 借入先
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 借入金額
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 借入金利（変動、固定の別を含む。）
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 借入期間
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 5 その他の借入条件

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
市町村長 印 」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
都道府県補助金 (注3)			
うち国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注4)

市町村名・代表者名 (注3)	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着工日	
完了日	

3 施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始 (予定) 年月日
		市町村名 (注5)	エリア内世帯数 (注5)	

(注3) 携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業の場合に記載するものとする。

(注4) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注5) 携帯電話等エリア整備事業の場合、「市町村名」とあるのは「市町村名（地区名）」と、「エリア内世帯数」とあるのは「エリア内世帯数及び人口数」と読み替えるものとする。ただし、携帯電話等エリア整備事業のうち、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業の場合は「エリア内世帯数及び人口数」の記入を要しない。

#### 4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
都道府県、市町村又は 一般社団法人等の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
自 己 資 金			
その他（ ） (注6)			
小 計			
合 計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額（支出額合計）
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注6) 財源の内容を記入する。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 ， 千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

#### 6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

補助事業の概要	
施設の設置場所	
着 工 日	
完 了 日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
自 己 資 金			
その他 ( ) (注2)			
小 計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)

施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合 計		

(注2) 財源の内容を記入する。

- 4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金           ,           千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真
- (3) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

総務大臣 殿

無線通信事業者等の住所、名称及び  
その代表者の氏名 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

伝送用専用線の区間	
契 約 日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 サービス提供見込み

提供される無線通 信サービス名	無線通信サービス 提供予定事業者名	サービスエリア		サービス開始 (予定) 年月日
		市町村名 (地区名)	エリア内世帯数及 び人口	
			世帯 人	

4 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
無線通信事業者等の負担額	予 算 額		実 績 額
借 入 金			
事業者等の負担金			
自 己 資 金			
その他 ( ) (注2)			
小 計			

合 計			
-----	--	--	--

(注2) 財源の内容を記入する。

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)
賃 借 費		

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金           ,            千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 賃借に係る契約書の写し
- (2) 事業に係る伝送用専用線の概要図

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び  
その代表者の氏名

印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

事業内容	
開始日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表 (注2、注3)

(円)

取 入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
法人の負担額	予算額		実績額
借入金			
事業者等の負担金			
自己資金			
その他 ( ) (注4)			
小 計			
合 計			

(注2) 暫定的難視聴対策事業のうち送信・利用者管理事業については以下の内訳を記載すること。

(円)

支 出		
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
業務委託費		
事 務 費		
合 計		

(注3) 暫定的難視聴対策事業のうち受信対策事業については以下の内訳を記載すること。

(円)

支 出		
経費区分	予算額	実績額 (支出額合計)
受信設備整備・貸与事業費		
事 務 費		
合 計		

(注4) 財源の内容を記入する。

{	4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間	}	(注5)
	5 有利子資金の返済計画		

(注5) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

6 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金           ,            千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

7 添付書類  
経費支出に係る請求書又は同領収書の写し

総務大臣 殿

法人の住所、名称  
及びその代表者の氏名

印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

事業内容	
開始日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額

(1) 地上デジタルテレビ放送普及促進事業

(円)

支 出		
経 費 区 分	予算額	実績額 (支出額合計)
物 品 費		
労 務 費		
業務委託費		

諸 経 費		
合 計		

(2) デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業  
(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
助 成 費		
事 務 費		
合 計		

- ( 4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間  
 5 有利子資金の返済計画 ) (注2)

(注2) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金           ,            千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

総務大臣 殿

法人の住所、名称  
及びその代表者の氏名 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況 (注1)

事業内容	
開始日	
完了日	

(注1) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
法人の負担額	予 算 額		実 績 額
借入金			
事業者等の負担金			
自己資金			
その他 ( ) (注3)			
小 計			
合 計			

(注3) 財源の内容を記入する。

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
施設・設備費		
物 品 費		
運 用 経 費		
労 務 費		
諸 経 費		
合 計		

4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間

5 有利子資金の返済計画

(注2)

(注2) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金           ,           千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 交付決定の内容及び条件への適格が確認できる資料その他関係書類
- (3) 当該施設等の完成写真（施設・設備費に係る部分に限る。）

総務大臣 殿

法人の住所、名称  
及びその代表者の氏名(注1) 印

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注1）法人の連携主体にあつては、  
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

2 事業の実施状況（注2）

事業内容	
開始日	
完了日	

（注2）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

3 事業収支総括表

(円)

収 入			
補 助 金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額

(円)

支 出		
経費区分	予 算 額	実績額（支出額合計）
助 成 費		

事 務 費		
合 計		

- {

 4 有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間  
 5 有利子資金の返済計画
 
} (注3)

(注3) 「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

- 4 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額    金                    ,                    千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

- 5 添付書類
- (1) 経費支出に係る請求書又は同額収書の写し
  - (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

法人の名称及びその 殿  
代表者の氏名  
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第14条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

（注1）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表  
代表者 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表  
代表者 印 」

と記載すること。

（注2）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の確定額は、 金 ， 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。（注3、注4、注5）

(千円)

経費区分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃借費	
物品費	
労務費	
業務委託費	
諸経費	
運用経費	
合計	

（注3）暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経費区分	交付確定額

業務委託費	
事務費	
合計	

受信対策事業

(千円)

経費区分	交付確定額
受信設備整備・貸与事業費	
事務費	
合計	

(注4) デジタル受信相談・対策事業については、地上デジタルテレビ放送普及促進事業のほか以下の事業についても記載すること。

デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

(千円)

経費区分	交付確定額
助成費	
事務費	
合計	

(注5) 受信機器購入等対策事業費補助事業については、以下について記載すること。

(千円)

経費区分	交付確定額
助成費	
事務費	
合計	

〔3 年割額〕(注6)

(注6) 「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

3 返還額

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及びその  
代表者の氏名 印  
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金精算 (概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 平成 年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払 (第 回概算払) を受けたので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求 (返還) します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・及び〇〇テレビ) 代表  
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表  
市町村長 印 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表  
代表者 印 」

と記載すること。

記

1 請求 (返還) 金額 金 , 千円也

2 内 訳

(国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合) (注3、注4、注5、注6)

(千円)

経 費 区 分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求 (返還) 額 ①-②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃借費				
物品費				
労務費				
業務委託費				
諸経費				
運用経費				
合 計				

(注3) 暫定的難視聴対策事業の場合は、以下の事業の内訳を記載すること。

送信・利用者管理事業

(千円)

経 費 区 分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求 (返還) 額